

大学コンソーシアムとちぎ大学間連携事業推進WG一覧

平成27年7月(五十音順)

大学名	学部等	住所	担当教職員名	担当教職員名	直通電話番号	FAX番号	電子メールアドレス
足利工業大学	工学部・看護学部						
足利短期大学	こども学科						
宇都宮共和大学	シテイライフ学部・子ども生活学部						
宇都宮短期大学	音楽科・人間福祉学科						
宇都宮大学	国際学部・教育学部・工学部・農学部						
宇都宮文星短期大学	地域総合文化学科						
小山工業高等専門学校	機械工・電気電子創造工・物質工・建築学科						
関東職業能力開発大学校	専門課程(生産技術、制御技術、電子情報技術、建築) 応用課程(生産機械、生産電子、生産情報、建築施工)						
國學院大學栃木短期大学	日本文化学科・人間教育学科						
国際医療福祉大学	保健医療学部・医療福祉学部・薬学部						
作新学院大学	経営学部・人間文化学部						
作新学院大学女子短期大学部	幼児教育科						
佐野短期大学	総合キャリア教育学科	〒327-0821 佐野市高萩町 1297	かいかくすいしんしつちよう 改革推進室長 教授 藤原保利	事務長 岸 洋一郎	0283-21-1200	0283-21-2020	kishi-y@sano-c.ac.jp
自治医科大学	医学部・看護学部						
帝京大学	宇都宮キャンパス						
獨協医科大学	医学部・看護学部						
白鷗大学	経営学部・法学部・教育学部						
文星芸術大学	美術学部						
放送大学栃木学習センター	教養学部						

計 19機関

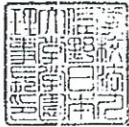


日本大学国際関係学部と佐野日本大学学園及び佐野短期大学との
連携教育に関する協定書

日本大学国際関係学部（以下「甲」という）と佐野日本大学学園及び佐野短期大学（以下「乙」という）とは、教育分野の連携に資するため、下記の基本事項について合意に達したので、ここに相互の立場を尊重した連携教育活動に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが設置運営する教育機関において、それぞれの有する教育分野に関する知識・施設等をお互いに提供し、連携教育を実施することにより甲と乙の専門的な教育に関する内容及び指導方法の充実・発展に資するとともに、優秀な人材を育成、輩出することを目的とする。



（内容）

第2条 連携教育の内容は、次のとおりとする。

- ① 甲より乙への教育分野に関する内容及び指導方法に関する助言及び助力
- ② 甲と乙間の教職員の相互派遣
- ③ 甲と乙とが所有する施設設備、物品等の協議に応じた利用
- ④ 甲と乙が開催する公開講座等の相互の聴講
- ⑤ 甲と乙の共同による教育の充実及び発展のための調査及び研究の実施
- ⑥ 専門教育の分野に関する情報交換及び交流
- ⑦ 甲と乙による研修等の共催
- ⑧ その他、甲と乙が協議し、同意して実施する事項

（施設設備の利用等）

第3条 施設設備、物品等を利用する場合の必要事項については、甲と乙でその都度協議する。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は3年間とし、平成27年6月26日から平成30年6月25日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲又は乙からの異議の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない活動及び事項については、甲と乙とでその都度協議する。

（細目等）

第6条 この協定を実施するための細目等については、甲と乙とで協議して定める。

（その他）

第7条 この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙とが記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年6月26日

静岡県三島市文教町 2-31-145
日本大学国際関係学部
学部長

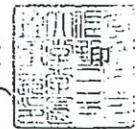
渡邊 武一郎



栃木県佐野市石塚町 2,555
学校法人佐野日本大学学園
理事長

浦 田

獎



栃木県佐野市高萩町 1297
佐野短期大学
学長

佐藤 三太郎

